

認知症への適切な対応は？

認知症の人への対応の心得

3つの「ない」

① 驚かせない

唐突な声かけは禁物です。
やさしい口調でおだやかに話しましょう。

② 急がせない

認知症の人は急かされるのが苦手です。
相手のペースに合わせてみましょう。

③ 自尊心を傷つけない

ご本人に恥をかかせないように
することが大事です。
それとなく手助けをして
成功体験に結びつけることが
できれば笑顔も戻ります。



★ひろしまオレンジパスポート★

広島県では、認知症の人と家族の地域生活を支える医療・介護の関係機関が患者情報を共有して、適切な治療やケアにつなげるための

「ひろしまオレンジパスポート」の普及を進めています。

このパスポートは、認知症に関する検査結果や治療の経過、日常生活の様子や変化などの患者情報を関係者が共有するもので、県内の認知症疾患医療センターなどで、認知症の診断を受けられたご本人・家族の希望に応じて発行されます。

ひろしま
オレンジ
パスポート
広島県認知症地域連携パス



氏名: _____ 18

認知症に関する相談窓口

医療の相談

●オレンジドクター

広島県が認定した「もの忘れ・認知症相談医」です。
オレンジドクターのいる医療機関には、
認定プレートが掲示されています。

広島県 オレンジドクター 

●認知症疾患医療センター

認知症に関する不安・悩みのある方やご家族等からの相談に、専門の相談員が対応します。

圏域	医療機関名	電話相談窓口
広島	こころホスピタル草津（広島市西区）	082-270-0311
	瀬野川病院（広島市安芸区）	082-893-6266
	千代田病院（北広島町）	0826-72-8262
	安佐市民病院（安佐北区）	082-815-5299
広島西	メーブルヒル病院（大竹市）	0827-57-7461
呉	ふたば病院（呉市）	0823-70-0571
広島中央	宗近病院（東広島市）	082-493-8651
尾三	三原病院（三原市）	0848-61-5515
福山・府中	光の丘病院（福山市）	084-976-1412
	下永病院（福山市）	084-939-6211
備北	三次神経内科クリニック	0120-870-318
	花の里（三次市）	

※受付時間等の詳細は、広島県又は広島市のホームページでも確認できます。

介護の相談

●地域包括支援センター

●認知症の人と家族の会

●オレンジアドバイザー

●広島県地域包括ケア推進センター

若年性認知症の相談

●若年性認知症コールセンター

●広島県若年性認知症サポートルーム

●広島県のホームページで紹介しています。

広島県 認知症について知ろう 

広島県 健康福祉局 地域共生社会推進課

電話 (082) 513-3201 FAX (082) 511-6715

(発行：令和4年10月)

知っておきたい

「認知症」のこと

—認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です—



広島県では、毎年、世界アルツハイマーデー（9月21日）を起点とした一週間を「オレンジリング週間」（認知症理解促進強化週間）と位置付けて、認知症にやさしい地域づくりをめざした啓発活動を行っています。

これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供
を目的にしています。



認知症とは？

「認知症」とは、いろいろな原因で脳の細胞が壊れてしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出てくる状態をいいます。

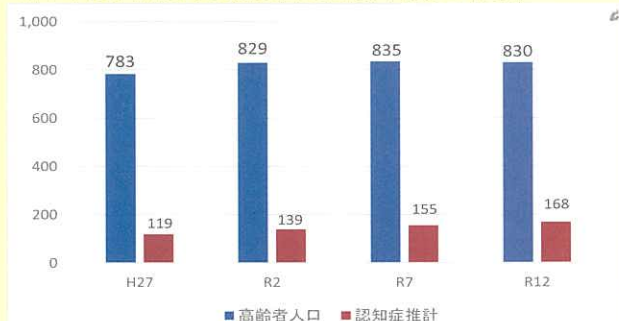
認知症になると、もの忘れが出たり、時間・季節・場所の感覚がわからなくなったりします。

また、認知症は、高齢期だけの病気ではなく、誰もが発症する可能性があります。

(原因疾患)

●変性疾患 脳の神経細胞が ゆっくり壊れて 萎縮する	アルツハイマー型認知症、 レビー小体型認知症、 前頭側頭型認知症 など
●脳血管障害 脳の血管が詰まって 一部の細胞が 壊れていく	脳梗塞、くも膜下出血、 脳出血、脳動脈硬化 など
●その他	外傷性のものや薬物の 影響によるもの など

(千人) 広島県内の認知症高齢者数の推計



本県における認知症高齢者数(※)は、令和7年には約15万5千人、令和12年には約16万8千人となると見込まれています。

※出典：認知症高齢者推定数：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究 H26 年度総括・分担報告書」(H27 (2015) 年3月：厚生労働科学研究費補助金・厚生労働科学特別研究事業、研究代表者二宮利治)における「各年齢層の認知症有病率が2012年以降一定と仮定した場合」の推定有病率に、「日本の地域別将来推計人口 (H30 (2018) 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)における本県の高齢者人口を乗じた数値 (100未満四捨五入)
高齢者人口：H27 (2015)：総務省統計局「国勢調査」
R2 (2020)～R22 (2040)：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (H30 (2018) 年推計)」

「認知症」早期発見のチェックリスト

「今までとは違う」「何となくおかしい？」
あなたのまわりに、気がかりな方は
いらっしゃいませんか？

- ☐ 同じことを何回も話したり、尋ねたりする。
- ☐ 物をなくしていつも探している。
- ☐ 日時や場所を間違えるようになった。
- ☐ テレビや洗濯機など電化製品の扱いがわからなくなった。
- ☐ 自分で食事の用意ができなくなった。
- ☐ 買物での金銭のやりとり、預金の出し入れができなくなった。
- ☐ 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった。
- ☐ ふさぎこんで何をするのもおっくうがり、いやがる。
- ☐ 前よりも怒りっぽくなったり、疑い深くなったりした。
- ☐ 同じものばかり食べたり、同じ時間に決まった行動をする。
- ☐ (実際にはいない) 虫や動物、小さい子どもや人が見えると言う。
- ☐ 歩きにくい、転びやすい、手足がふるえるなどの症状がある。

※日常生活でみられる、認知症が疑われる言動や行動をまとめてみました。
個人差もありますが、いくつか思い当たることがあれば、早めに医療機関等に相談しましょう。

認知症は早期受診が重要です

認知症であっても早期発見・早期治療により、自分らしく暮らすことができます。

- 適切なケアや薬の投与で症状の進行を遅らせることができます。
- 治る病気や一時的な症状の場合があります。
- 本人の自己決定権を尊重することができます。
- ご家族等が早い段階から病気の正しい知識を持つことによって、より適切な対応ができます。

受診するときのポイント

- ご家族などの付き添い
できるだけご本人の日常生活を知っているご家族などが付き添うとよいでしょう。
- メモの持参
「おかしい」と感じた変化や症状、日常生活で困っていることなどを具体的にメモして持参しましょう。
- 病歴の確認
ご本人がこれまでにかった病気、治療中の病気、現在、服用している薬などを確認しておきましょう。
(お薬手帳があれば持参しましょう。)



「広島県若年性認知症 サポートルーム」に お気軽に♪ ご相談ください。

～認知症は高齢者だけの病気ではありません～

若年性認知症とは？

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」と言います。働き盛りで発症するため、就労継続や子どもの養育費などの経済的負担、また配偶者が介護者となり家庭内の多くの役割を担うなど、高齢者の認知症とは異なる課題を抱えています。

車の運転を
危ないと言われた

仕事でのミスが
目立つなあ

最近、探し物を
することが増えた

こんな時には一人で悩まず、
ちょっと話してみませんか？

友だちとの約束を
よく忘れるようになった

「認知症」と診断されたが、
どんな制度が利用できる？

最近、思うように出来ず、
イライラする、不安。

相談無料！ なんでもお気軽にご相談ください!!/

広島県
若年性認知症
サポートルーム

電話：(082)298-1034 ※通話料はご負担いただきます。

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館 4階

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

メールアドレス：jakunen@htc.or.jp

※メールでの相談の場合、受付の時間帯によってはお返事が遅くなる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本事業は、公益社団法人 広島県社会福祉士会が広島県から委託を受けて実施しています。

「広島県若年性認知症サポートルーム」には 「若年性認知症支援コーディネーター」が 配置されています。

若年性認知症支援コーディネーターとは？

若年性認知症の人やその家族を支援するために、関係機関やサービス担当者との調整役として、必要に応じて職場や福祉サービス事業所等と連携し、就労継続や居場所づくりに働きかけるなど、総合的なコーディネートを行う専門職です。

具体的な相談例

- どんな医療機関を受診したらよいの？
- 職場に認知症かもしれない従業員がいるが、どうしたら良いか
- 医療費の助成や障害年金など、利用できる制度やサービスが知りたい
- 地域で「若年性認知症」の勉強会がしたい



若年性認知症の本人・家族、企業や地域など

- ・仕事の悩み
- ・日常生活の支援
- ・財産の管理
- ・健康面の不安など

相談

支援

- ・介護保険など利用できる制度やサービスの
情報提供や各種手続きに関する支援
- ・専門の医療機関の紹介や受診への同行
- ・就労や社会参加などに関する相談先との連絡調整
- ・若年性認知症の方やご家族のつどいの紹介 など



医療機関等



職場・ハローワーク等



福祉関係者



行政等の支援機関

広島県若年性認知症サポートルーム
(若年性認知症支援コーディネーター)

ひろしま オレンジパスポート

広島県認知症地域連携パス

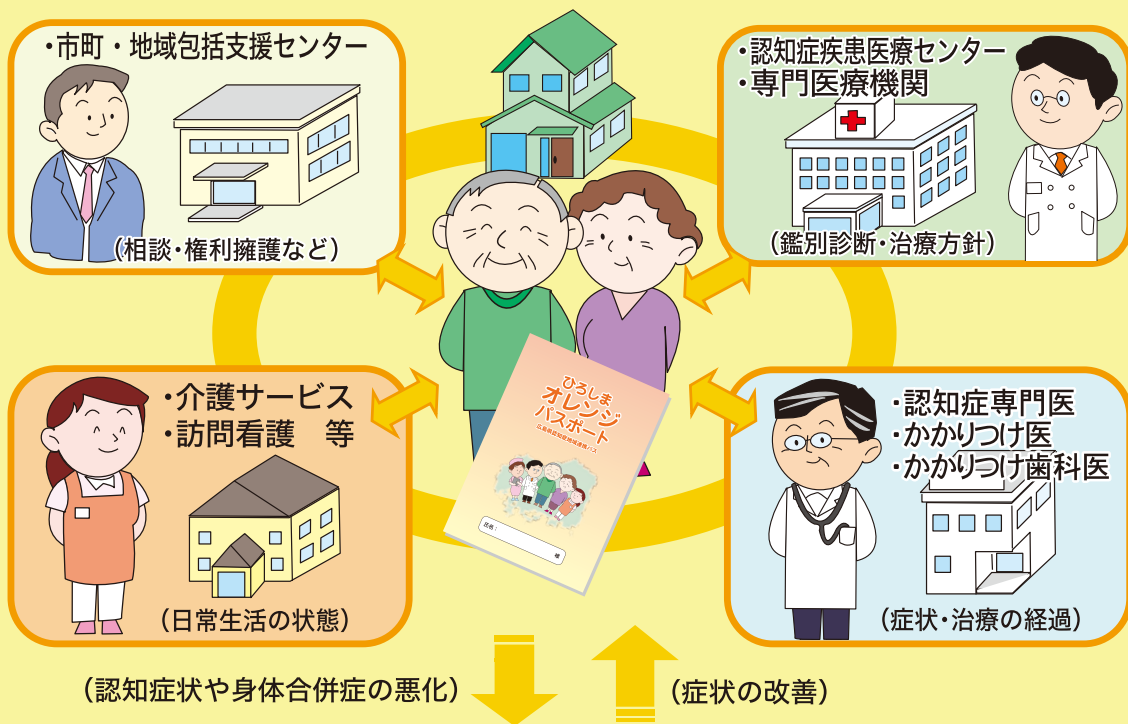
「ひろしまオレンジパスポート」は、認知症のある方の地域生活を支える医療・介護機関が、検査・治療の経過や日常生活の変化などの情報を共有することで、症状に応じた適切な治療やケアなどにつなげ、生命や身体、財産を護ることも含めて、ご本人とご家族が、地域でおだやかに安心して暮らせるように支えるためのパスポートです。

広島県
広島県精神神経科診療所協会

広島県医師会
広島県病院協会

広島県精神科病院協会
認知症疾患医療センター

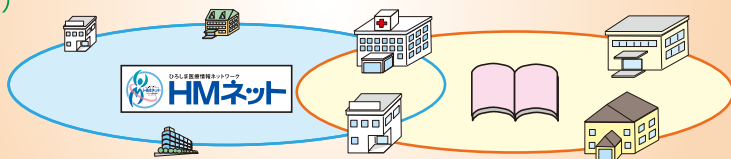
医療・介護機関が連携して、地域での暮らしを支えます。



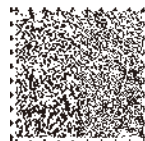
入院治療・施設入所

- 「ひろしまオレンジパスポート」は、ご家族等を含む関係者の連携ツールとして、「HMネット」(検査・診療情報)と「手帳ファイル」(日常の様子)によって情報共有を行います。

(検査・診療情報も含めて、「手帳ファイル」のみで情報共有を行う医療機関もあります。)



※情報共有は、ご本人家族等の同意に基づいて行われます。



これは音声コードです
目の不自由な方への情報提供
を目的としています。

「検査・診療情報」や「日常の様子」などを共有します。

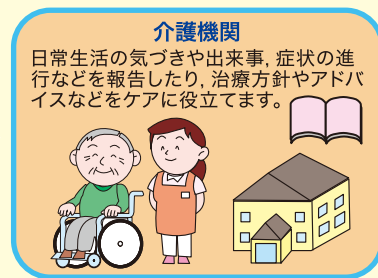
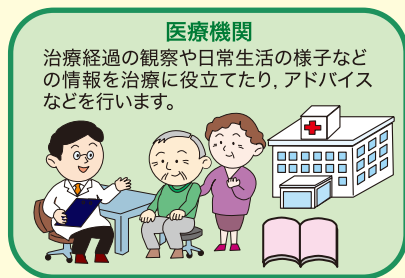
- 情報共有には、主に、認知症専門医療機関から本人家族に発行される「手帳ファイル」を用います。（手帳の内容を関係機関に提示・確認等してもらうことで、情報共有されます。）
- 「HMネット」（ひろしま医療情報ネットワーク）に参加している医療機関では、電子情報として、ご本人の医療情報等を記録・蓄積し、情報共有するネットワーク環境を構築しています。

共有される情報		情報提供者
本人情報	○身体状況（身長、体重、聴力、視力） ○飲酒・喫煙歴、アレルギー歴、ご本人の習慣・好み など	ご家族等
関係機関情報	○情報を共有する医療・介護機関等の連絡先	ご家族等 (関係機関の同意)
検査・診断結果	○認知症に関する検査結果（心理検査、画像検査） など	認知症専門医療機関
治療・経過観察	○日常診療等での診察結果 ・既往歴、治療中の疾患、日常生活自立度 など	かかりつけ医等
	○服薬情報（主に「お薬手帳」を参照します。）	処方医療機関
	○みんなの連携ノート・情報共有連絡票 ・日常生活・介護現場での様子や気づき、医師からお伝えしたいことなどを、共有します。	ご家族等 医療機関 介護機関 (すべての関係者)

ひろしまオレンジパスポートは、ご本人の大切な個人情報扱いますので、手帳等を管理される方は、失くしてしまうことのないよう、十分注意して取り扱ってください。

手帳に記入して、ご本人の様子などをお知らせください。

- 手帳にある「みんなの連携ノート」は、ご家族等がご本人の日常生活の様子や変化などを記録して、それを関係機関が共有することにより、治療やケアに役立てるための情報共有ノートです。
- 医師からの連絡や介護現場からの報告など、医療・介護スタッフも利用しますので、医療・介護サービスを利用される際には常に持参してください。



ご家族等からの連絡票(A-)

★ご家族等が「みんなの連携ノート」を記入する際は、ご本人の日常生活の様子や、ご本人の同意を得た上で、記入してください。記入の際は、ご本人の同意を得た上で、記入してください。

記入日	年	月	日
食事	□よく食べている。	□あまり食べていない。	□全く食べていない。
睡眠	□よく眠れる。	□あまり眠れていない。	□全く眠れていない。
身体状況	□変わらない。	□良くなっている。	□悪くなっている。
精神状況	□変わらない。	□良くなっている。	□悪くなっている。
服薬	□全て服薬	□半分程度服薬	□ほとんど服薬できていない。

(ご本人の様子や、医師へ伝えたいことを記入してください。)

★次の項目で、ご本人の日常生活の様子や、ご本人の同意を得た上で、記入してください。記入の際は、ご本人の同意を得た上で、記入してください。

情報共有連絡票

年 月 日 記入者 氏・名・姓

お伝えしたいこと

年 月 日 記入者 氏・名・姓

お伝えしたいこと

進行度チェック表(B-)

★次の項目で、ご本人の日常生活の様子や、ご本人の同意を得た上で、記入してください。記入の際は、ご本人の同意を得た上で、記入してください。

項目	進行度	チェック
認知	新しいことが覚えられない	□
記憶	最近の出来事や出来事（出来事）を覚える	□
言語	言葉の理解や言葉の発音	□
行動	日にもやることがわからない	□
感情	夢や現実がわからないことがある	□
生活	家の中でトイレなどの場所がわからない	□
外出	ひとりで外出や買い物ができる	□
安全	外に出たがらない。同じものを何度も買う	□
その他	ひとりで外出や買い物ができない	□
認知	自分で判断したことがあっても、間違っていることがある	□
記憶	記憶をさるなどのことがあっても、間違っていることがある	□
言語	言葉の理解や言葉の発音	□
行動	自分で判断したことがあっても、間違っていることがある	□
感情	夢や現実がわからないことがある	□
生活	家の中でトイレなどの場所がわからない	□
外出	ひとりで外出や買い物ができる	□
安全	外に出たがらない。同じものを何度も買う	□
その他	ひとりで外出や買い物ができない	□

(記入日: 年 月 日 記入者:)

項目	進行度	チェック
認知	新しいことが覚えられない	□
記憶	最近の出来事や出来事（出来事）を覚える	□
言語	言葉の理解や言葉の発音	□
行動	日にもやることがわからない	□
感情	夢や現実がわからないことがある	□
生活	家の中でトイレなどの場所がわからない	□
外出	ひとりで外出や買い物ができる	□
安全	外に出たがらない。同じものを何度も買う	□
その他	ひとりで外出や買い物ができない	□
認知	自分で判断したことがあっても、間違っていることがある	□
記憶	記憶をさるなどのことがあっても、間違っていることがある	□
言語	言葉の理解や言葉の発音	□
行動	自分で判断したことがあっても、間違っていることがある	□
感情	夢や現実がわからないことがある	□
生活	家の中でトイレなどの場所がわからない	□
外出	ひとりで外出や買い物ができる	□
安全	外に出たがらない。同じものを何度も買う	□
その他	ひとりで外出や買い物ができない	□

★ご本人の同意を得た上で、記入してください。記入の際は、ご本人の同意を得た上で、記入してください。

みんなの連携ノートは、診察結果や日常生活の様子などを関係者で共有する「ご家族等からの連絡票(A)」と、定期的に認知症状をチェックする「進行度チェック表(B)」で構成しています。

専門職向け



ガイドラインの ポイント!

令和6年度に「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が改訂されました。ガイドラインでは日常生活や社会生活等において、認知症の人の意思が適切に反映されるよう、意思決定支援の標準的なプロセスや留意点を記載しています。

本リーフレットはガイドライン内容を反映し、主に医療介護等の専門職の方が認知症の人の意思決定支援時に留意すべきポイント等を記載しています。

ガイドライン
はこちらから



事例集は
はこちらから



認知症の人への“意思決定支援”できていますか?

認知症の人の意思決定を支える際、**プロセス(人的・物的環境の整備、意思形成支援、意思表明支援、意思実現支援)**を踏んで支援することを基本としています。日頃の業務等から、認知症本人と何か決める際や、本人に関して何かを決める場面を思い描き、関わりを振り返ってみましょう。

意思決定支援のプロセスにおけるチェックポイント

process
01

人的・物的環境の整備

- 本人の意思を尊重し、安心感がもてる丁寧な言動で接すること
- 本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解すること
- 丁寧に本人の意思を、その都度確認すること
- 本人との信頼関係に配慮すること
- 意思表明の相手方との関係性から、自らの意思を十分に表明できるよう配慮すること
- 本人の慣れた場所で、意思決定支援を行うこと
- 本人を大勢で囲んでいないか配慮すること
- 本人が集中できる時を選んだり、疲れている時を避けること
- 意思決定しない自由もあるため、意思決定を強制することがないように注意すること
- リスク等をチームで共有すること
- 支援のプロセスを記録し、振り返ること

process
02

意思形成の支援

- 本人が意思を形成するのに必要な情報を説明すること
- 本人が理解できるよう、分かりやすい言葉や文字に変えて、ゆっくりと説明すること
- 本人が理解していることと支援者らの理解に相違がないか確認すること
- 本人が何を望むかを、オープンな形で尋ねること
- 説明した内容を忘れてしまうこともあるので、都度、丁寧に説明すること
- 可能な限り複数の選択肢を示し、比較のポイントや重要なポイントを分かりやすく示すこと
- 言葉だけではなく、文字にして確認できるようにしたり、図や表等を使い説明すること
- 理解している反応でも実際は理解が難しい場合があるので、本人の様子を見ながら確認すること

process
03

意思表明の支援

- 本人と時間をかけてコミュニケーションを取ること
- 非言語コミュニケーションについても、意思表明として重視すること
- 決断を迫るあまり、焦らせないように配慮すること
- 時間の経過や本人が置かれた状況等によって意思は変わることもあるため、本人の状況を確認し、必要に応じて意思を再確認すること
- 重要な意思決定の場合には、表明された意思について時間をおき、再確認することや複数の意思決定支援者で確認すること
- 本人の表明した意思が、本人の生活歴や価値観等から見て整合性がとれない場合や、表明した意思に迷いがあると考えられる場合等は、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、改めて、本人の意思を確認すること

process
04

意思実現の支援

- 適切に形成され表明された本人の意思を、本人の能力を最大限活用した上で、日常生活・社会生活に反映すること(支援チームが多職種で協働し、利用可能な社会資源等を用いて、反映させる)
- 本人の意思が合理的でない場合でも、その意思の実現を支援すべきことを理解すること(同時に本人の意思を実現することが、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことができない重大な影響がある場合は、その限りでないことを理解する)
- 本人が実際に経験をする(例:ショートステイ体験利用)と意思が変わることもあるので、本人にとって無理のない経験を提案することも有効な場合があることを理解すること

認知症の人への“意思決定支援”のポイント

ガイドラインが 対象とする 支援の場面

ガイドラインは日常生活・社会生活において意思決定が必要な場面で活用します。例えば、何を着るか、何を買うか、どのサービスを利用するかなど、日常の些細な場面から社会生活、人生の岐路まで様々な場面が想定されます。



留意点

- ✓ 本ガイドラインは、本人の意思決定が困難な場合に、第三者が本人に代わって意思決定を行う「代理代行決定」を示すものではありません。
- ✓ 全ての認知症の人が意思決定支援を必要としているわけではないことに留意しましょう。

まずは心得！

ご本人の 意思の尊重

ガイドライン
P9～

事例集
事例 4・5・7

- 認知症の人が、一見すると意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識しましょう。
- 本人の意思を尊重するために、本人が有する認知能力に応じて、理解できるように説明しましょう。
- 本人の意思の内容を支援者の視点で評価し、支援するかどうかを決めるのではなく、まずは本人の表明した意思・思考を確認し、本人の意思の確認がどうしても難しい場合には、推定意思・選好（好み）を確認しましょう。
- その際、これまでの価値観や生活歴のみを重視するのではなく、現在の表情や本人が発する言語・非言語メッセージから得られる情報も活用しましょう。
- 自ら意思決定できる早期の段階から本人の意思を確認し、記録を残しましょう。

日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

01 人的・物的環境 の整備

ガイドライン
P14～

事例集
事例 2・4・5・
6・7・8

- 1 意思決定支援者の姿勢
- 2 意思決定支援者との信頼関係、意思表明の相手方との関係性への配慮
- 3 意思決定支援と環境

02 意思形成支援

適切な情報、認識、環境の下で
意思が形成されることへの支援

ガイドライン
P16～

事例集
事例 1～6

- 本人の意思形成の基礎となる条件の確認
- 必要に応じた丁寧な繰り返しの説明
- 本人の正しい理解、判断となっているかの確認

03 意思表明支援

形成された意思を適切に表明
や表出することへの支援

ガイドライン
P16～

事例集
事例 4・6・7・8

- 意思表明の場面における人的・物的環境の確認や配慮
- 表明の時期、タイミングの考慮
- 意思表明の内容を時間を置き確認、また、複数人での確認
- 本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認

04 意思実現支援

本人の意思を日常生活・社会
生活に反映することへの支援

ガイドライン
P18～

事例集
事例 1

- 意思実現にあたり本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- 意思決定支援チーム（多職種協働）による支援
- 形成と表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難や疑問が生じた場合は、
チームによる会議の実施

ガイドライン
P19～

事例集
事例 4・5・7

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り